

平成 30 年度
図書館要覧



宮若市立図書館

目次

1. 概要	1
2. 沿革	2
3. 図書館組織	3
4. 運営方針	3
5. 施設概要	4
6. 利用案内	4
7. 統計	
(1)資料の収集	5
①資料構成	
②新聞・雑誌	
(2)利用状況	9
①登録者数	
②貸出状況	
(3)サービス	10
①予約・リクエスト	
②サービス指標	
③相互貸借	
8. 事業実績	12
9. 条例・規則・要綱	14

1. 概要

宮若市立図書館は、平成23年4月に若宮コミュニティセンター内図書室を図書館分館として、また、平成24年5月には宮若市生涯学習センターリコリス内に図書館本館を開館しました。この間、蔵書の充実、図書館専用ホームページの開設、開館時間の延長、学校連携の促進やイベント開催など、図書館サービスの充実に努め、開館以来、毎年16万冊を超える図書の貸出を行い、多くのご利用をいただいております。

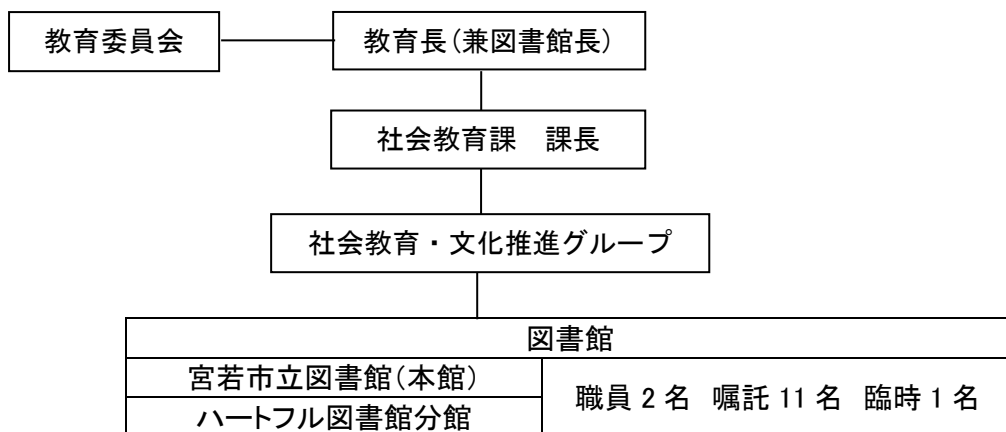
【宮若リコリス公式キャラクター】
このキャラクターの制作者は、少年時代を過ごした郷土出身のリリー・フランキーさん。
デザインの基になったのは、宮若市の特産品である「追い出し猫」で、リリー・フランキーさん独自のタッチで描かれており、お腹の文字は施設の愛称である「リコリス」としています。



2. 沿革

平成 13 年度 (旧宮田町)	「第 3 次宮田町総合計画」を策定。(同計画内に「図書館を核とする生涯学習拠点施設」の整備を明記。)
平成 15 年度 (旧宮田町)	「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画基本構想」を旧宮田町において策定。
平成 17 年度	「宮若市まちづくり計画」(新市建設計画)を策定。(合併特例法に基づき合併協議会が策定した同計画内に「図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設整備」が記載。) 2月11日、宮田町、若宮町が合併し、宮若市が誕生 図書館を核とする生涯学習拠点施設整備基本計画策定 旧両町の住民からボランティアスタッフを公募し施設整備に関する様々な意見を収集。
平成 18 年度	「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画 実施計画」策定 (前年度策定した「基本計画」の内容を具体化した実施計画を策定)
平成 19 年度	図書館開設準備室設置。基本・実施設計業務。(設計業者の選定)
平成 20 年度	IC タグメーカー選定・決定。
平成 21 年度	図書館を核とする生涯学習拠点施設用地取得 宮若市図書館システム導入
平成 22 年度	「図書館を核とする生涯学習拠点施設」工事着工
平成 23 年度	若宮コミュニティーセンターハートフル内に宮若市立図書館分館が開館 「図書館を核とする生涯学習拠点施設」竣工
平成 24 年度	5月13日「宮若市生涯学習センター(宮若リコリス)内に宮若市立図書館が開館
平成 25 年度	夏季と冬季に宮若市立図書館のみ、試験的に 19:00 までの開館を開始
平成 26 年度	9月から宮若市立図書館のみ、木曜日の開館時間を 19:00 までに変更 宮若市子ども読書活動推進計画策定のための実態調査報告書作成
平成 27 年度	まちライブラリーの展開を目的に市内 2カ所に自由に利用できる本棚を設置 宮若市子ども読書活動推進計画策定
平成 28 年度	第 1 回つむぎ祭 ―本から人へ 人から人へ―の開催
平成 29 年度	ビブリオバトル開催 「第 2 次宮若市総合計画」策定

3. 図書館組織



4. 運営方針

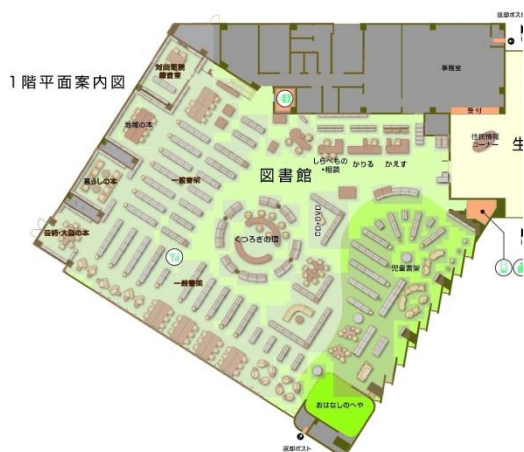
宮若市立図書館は、時代の進展、変化に伴い高度化・多様化する市民の学習ニーズに対応するため、迅速かつ的確な資料・情報の提供に努めます。また、第一次宮若市総合計画において位置づけられている「豊かな心を育むまちづくり」の実現に向けて、市民に密着した図書館の運営を図ります。

- (1) 地域の歴史、文化、産業などの特色を活かし、地域の発展やまちづくりに貢献できる文化・情報の拠点として、さまざまな分野に役立つ図書館を目指します。
- (2) 利用者に親しまれ、気軽に利用できる図書館を目指します。
- (3) 図書業務に係る専門的資質の向上に努め、より豊かで質の高いサービスの提供に努めます。
- (4) 学校・家庭・地域等と連携して、子どもが読書に親しむための読書環境を提供するとともに、子どもの読書活動を支援します。

5. 施設概要

●宮若市立図書館

所在地：〒823-0011 宮若市宮田 6-1 TEL0949-32-0710 FAX0949-32-0713
延床面積 1450 m²



●ハートフル図書館分館

所在地：〒822-0101 宮若市福丸 272-1 TEL0949-52-1041
延床面積 167.66 m²

6. 利用案内

- (1) 開館時間 午前10時～午後6時
(宮若市立図書館は木曜日のみ19時閉館)
- (2) 休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日)
月末整理日(毎月最終木曜日)
特別整理期間(各館、毎年5日程度)
年末年始(12月29日～1月3日)
- (3) 貸出要件 宮若市、直方市、宗像市にお住まいの方。
宮若市内に通勤、通学している方。
次の市町村にお住まいの方。(広域利用)
鞍手郡、北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、行橋市、豊前市、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町
- (4) 登録方法 名前と住所が確認できるもの(免許証・健康保険証・学生証など)
- (5) 貸出冊数・期間 図書は10冊までを2週間(うち、AV資料は2点まで)
- (6) 団体貸出 宮若市内の教育施設・地域文庫や読み聞かせボランティアなどの各種団体。貸出冊数30冊、貸出期間は30日間。

7. 統計

(1) 資料の収集

① 資料構成（平成 30 年 3 月 31 現在）

● 分類別資料点数

（単位：点・冊）

分類	前年度 資料点 数	受入			除籍	保存 切れ	当年度 資料点数	構成比 率(%)	
		購入	寄贈 等	計					
一般書	0 総記	2,170	180	1	181	0	0	2,351	2.6%
	1 哲学	3,130	218	32	250	1	0	3,379	3.7%
	2 歴史	7,432	566	33	599	1	0	8,030	8.8%
	3 社会科学	9,060	845	43	888	2	0	9,946	10.9%
	4 自然科学	5,694	514	9	523	1	0	6,216	6.8%
	5 技術	8,296	684	19	703	5	0	8,994	9.8%
	6 産業	2,816	280	9	289	0	0	3,105	3.4%
	7 芸術	8,859	544	94	638	3	0	9,494	10.4%
	8 言語	1,237	115	4	119	0	0	1,356	1.5%
	9 文学	32,442	2,044	316	2,360	8	0	34,794	38.1%
	郷土行政	3,345	35	324	359	0	0	3,704	4.0%
	小計	84,481	6,025	884	6,909	21	0	91,369	100.0%
児童書	0 総記	440	47	0	47	0	0	487	1.2%
	1 哲学	459	72	0	72	0	0	531	1.4%
	2 歴史	1,392	126	4	130	1	0	1,521	3.9%
	3 社会科学	1,566	188	3	191	0	0	1,757	4.5%
	4 自然科学	2,275	259	9	268	0	0	2,543	6.5%
	5 技術	990	100	7	107	1	0	1,096	2.8%
	6 産業	755	46	2	48	0	0	803	2.0%
	7 芸術	1,224	172	3	175	4	0	1,395	3.6%
	8 言語	534	60	0	60	0	0	594	1.5%
	9 文学	11,465	867	8	875	2	0	12,338	31.4%
	E 絵本	14,228	1,373	18	1391	4	0	15,615	39.7%
	P 紙芝居	552	49	2	51	0	0	603	1.5%
	小計	35,880	3,359	56	3,415	12	0	39,283	100.0%
視 聴 覚 資 料	CD	483	62	2	64	0	0	547	24.7%
	DVD	1,571	93	7	100	2	0	1,669	75.3%
	小計	2,054	155	9	164	2	0	2,216	100.0%
	雑誌	2,860	1,266	5	1,271	2	1,238	2,891	—
	合計	125,275	10,805	954	11,759	37	1,238	135,759	—

●館別資料点数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：点・冊）

	宮若市立図書館	ハートフル図書館分館	合計
一般書	71,371	19,998	91,369
児童書	28,875	10,408	39,283
AV 資料	2,216	0	2,216
雑誌	2,584	307	2,891
合計	105,046	30,713	135,759

●平成 29 年度購入受入図書平均単価

（単位：円）

購入冊数	購入額	平均単価
9,539	15,999,706	1,677

* 雑誌は含まない。

②雑誌・新聞他

●新聞一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）

タイトル	宮若市立図書館	ハートフル図書館分館
西日本新聞	○	○
西日本新聞 夕刊	○	○
朝日新聞	○	○
毎日新聞	○	
毎日新聞 夕刊	○	
読売新聞	○	
読売新聞 夕刊	○	
日本経済新聞	○	
西日本スポーツ新聞	○	

* 若宮ハートフル分館は前月・当月と 2 カ月分を保管。

* 宮若市立図書館は西日本新聞は 10 年保存、その他は 1 年保存。

●所蔵雑誌一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）

タイトル	本館	分館	タイトル	本館	分館
ア行			サ行		
I'm home	○		サライ	○	
AERA	○		サンキュ!	○	
AERA with kids	○		シティ情報FUKUOKA		○
&home		○	じゃらん九州	○	
an・an	○		週刊新潮	○	
いぬのきもち	○		週刊文春	○	
ESSE	○		ジュニアエラ	○	
NHK ためしてガッテン	○		趣味の園芸	○	
NHK短歌	○		小説新潮	○	
NHK俳句	○		SCREEN	○	
園芸ガイド		○	すてきにハンドメイド	○	
オール読物	○		住まいの設計	○	
おそい・はやい・ひくい・たかい	○		住まいの提案、福岡。	○	
オレンジページ		○	ソワニエ	○	
カ行			タ行		
CAR GRAPHIC	○		Tarzan	○	
会社 四季報	○		ダ・ヴィンチ	○	
かがくのとも	○		たくさんのふしぎ	○	
かぞくのじかん	○		たまごクラブ	○	
家庭画報		○	Chio	○	
九州王国	○		CHANTO		○
きょうの健康	○		釣ファン	○	
きょうの料理	○		Discover Japan	○	
暮しの手帖	○		Daytona	○	
CREA	○		テルミ	○	
クロワッサン	○		天然生活	○	
GOETHE		○	ドゥーパ	○	
現代農業	○		特選街	○	
COTTON TIME	○				
子づれ DE CHA・CHA・CHA	○				
kodomoe		○			
子供の科学	○				
こどものとも	○				
こどものとも年少版	○				
こどものとも年中向き	○				
この本読んで!	○				
GOLF DIGEST	○				
Gainer		○			
GOETHE		○			
現代農業	○				
COTTON TIME	○				

タイトル	本館	分館	タイトル	本館	分館
ナ行			マ行		
Number	○		毎日が発見	○	
西日本文化	○		Myojo		○
日経ウーマン		○	MUSICA	○	
日経おとなのOFF		○	MEN'S JOKER	○	
日経TRENDY	○		MORE	○	
日経ビジネス	○		MOE	○	
日経ヘルス	○		mer		○
nina'S	○		ヤ行		
日本カメラ	○		やさいの時間		○
ねこのきもち	○		やさい畑	○	
のぼろ	○		ゆうゆう		○
のらのら		○	ゆほびか	○	
non-no	○		ランナーズ	○	
ハ行			LEE	○	
ハルメク	○				
バンドジャーナル	○				
PHP	○				
PHP スペシャル	○				
BE-PAL	○				
Begin	○				
Pen	○				
美術手帖	○				
ひよこクラブ	○				
PhaT PHOTO	○				
ファインボーイズ	○				
福岡 Walker(九州ウォーカー)	○				
婦人画報	○				
婦人公論	○				
BRUTUS	○				
文藝春秋	○				
ベースボールマガジン	○				

●保存雑誌

雑誌タイトル	出版社	所蔵年月	備考
ジャンプSQ	集英社	2012. 2～	欠号あり
住まいの提案、福岡	ディーライト	2011. 9～	県内の分担保存雑誌
西日本文化	西日本文化協会	2012.2～	欠号あり

(2) 利用状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

① 登録者数

●市内登録者年齢別累計

区分	児童		学生		一般						合計
	0～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20代	30代	40代	50代	60代～	
男	38	247	242	244	149	230	293	261	195	772	2671
女	49	306	291	303	185	534	967	784	482	1211	5112
合計	87	553	533	547	334	764	1260	1045	677	1983	7783

●市外登録者数

性別	直方市	宗像市	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	小竹町
男	271	86	14	6	2	7	6	126
女	542	134	19	4	1	15	3	252
計	813	220	33	10	3	22	9	378
	鞍手町	行橋市	北九州市	その他	合計			
男	104	1	62	55	740			
女	231	3	97	91	1,392			
計	335	4	159	146	2,132			

●登録者数合計

性別	合計
男	3411
女	6504
計	9915

②貸出状況

●個人貸出冊数

	宮若市	直方市	宗像市	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町
男	33,902	7,205	2,019	484	86	6	21
女	82,649	12,059	2,365	541	0	25	18
合計	116,551	19,264	4,384	1,025	86	31	39
	遠賀町	小竹町	鞍手町	行橋市	豊前市	みやこ町	築上町
男	39	2,818	2,013	85	0	0	0
女	1	5,871	3,494	0	0	0	0
合計	40	8,689	5,507	85	0	0	0
	吉富町	上毛町	北九州市	その他	合計		
男	0	0	775	859	50,312		
女	0	0	1,366	1,609	109,998		
合計	0	0	2,141	2,468	160,310		

●館別貸出総数（団体貸出・相互貸借を含む）

	一般図書	児童図書	雑誌	AV資料	館内閲覧	計
宮若市立図書館	78,446	43,073	7,117	7,264	1,277	137,177
ハートフル図書館分館	17,105	9,752	1,536	27	349	28,769
合計	95,551	52,825	8,653	7,291	1,626	165,946

(3) サービス

① 館別開館日数及び来館者数

	開館日数	来館者数
宮若市立図書館	289	75,007
ハートフル図書館分館	294	28,346
合計		103,353

② 予約・リクエスト

	予約・リクエスト受付合計冊数 5127件			
	予約	借受	購入	キャンセル
宮若市立図書館	2048	857	215	107
ハートフル図書館分館	1260	504	104	32
合計	3308	1361	319	139

③ サービス指標

- ・市民一人当たりの貸出冊数（AV資料等の館内視聴含む）

$$116,551 \text{ 冊 (市内貸出冊数)} \div 28,244 \text{ 人 (人口)} = 4.1 \text{ 冊}$$

- ・登録者一人当たりの貸出冊数（AV資料の館内閲覧を含む。）

$$165,946 \text{ 冊 (貸出冊数)} \div 12,047 \text{ 人 (登録者数)} = 13.8 \text{ 冊}$$

- ・市民一人当たりの蔵書数

$$135,759 \text{ 冊 (蔵書冊数)} \div 28,244 \text{ 人 (人口)} = 4.8 \text{ 冊}$$

- ・市内登録率

$$7,783 \text{ 人 (市内登録者数)} \div 28,244 \text{ 人 (人口)} = 27.6\%$$

- ・蔵書回転率（相互貸借貸出冊数含む）

$$165,946 \text{ 冊 (貸出冊数)} \div 135,759 \text{ 冊 (蔵書冊数)} = 1.2 \text{ 回}$$

- ・市民一人当たりの資料費（新聞・雑誌は除く）

$$15,999,706 \text{ 円} \div 28,244 \text{ (人口)} = 566 \text{ 円}$$



① 相互貸借（貸借データのない図書館は含まない）

平成 30 年 3 月 31 日現在

		借受		貸出
		本館	分館	
福岡地区	福岡県立図書館	294	40	93
	古賀市立図書館	52	43	44
	糸島市立図書館	26	18	36
	宇美町立図書館	7	3	14
	大野城まどかぴあ図書館	18	8	83
	春日市民図書館	14	4	31
	粕屋町立図書館	5	4	7
	篠栗町立図書館	5	5	14
	志免町立町民図書館	23	18	33
	新宮町立図書館	16	18	49
	須恵町立図書館	9	3	1
	太宰府市民図書館	8	3	18
	筑紫野市民図書館	16	6	22
	那珂川町図書館	14	3	39
	久山町民図書館	0	0	4
	福岡市総合図書館	44	6	260
福津市立図書館	34	23	35	
北九州地区	宗像ユリックス図書館	11	10	94
	芦屋町図書館	7	2	3
	岡垣サンリーアイ図書館	4	3	21
	遠賀町立図書館	2	7	1
	北九州市立中央図書館	54	14	120
	中間市民図書館	18	2	28
	直方市立図書館	23	4	30
	筑後地区	水巻町図書館	8	4
朝倉市立図書館	22	4	5	
うきは市立図書館	3	3	14	
大川市立図書館	2	1	4	
大牟田市立図書館	10	0	32	
小郡市立図書館	11	7	37	
久留米市立中央図書館	31	9	38	
筑前めくばーる図書館	5	2	8	

		借受		貸出
		本館	分館	
筑後地区	みやま市立図書館	2	7	15
	柳川市立図書館	19	27	47
	八女市立図書館	3	4	13
	筑後市立図書館	5	11	6
	太刀洗町立図書館	3	5	0
	大木町図書・情報センター	3	2	16
	筑豊地区	飯塚市立図書館	20	19
嘉麻市立図書館		12	38	9
桂川町立図書館		1	1	11
鞍手町中央公民館図書室		1	1	0
添田町立図書館		2	5	9
福智町図書館		0	0	7
田川市立図書館		41	9	17
糸田町図書館		0	0	5
田川郡川崎町立図書館		0	0	12
京築地区		苅田町立図書館	4	1
	上毛町立図書館	0	0	3
	築上町図書館	5	1	0
	豊前市立図書館	6	9	4
	行橋市図書館	24	10	27
	みやこ町中央図書館	30	19	10
	鳥栖市立図書館	0	0	15
	大学・専門図書館	14	0	0
その他	特別貸出	0	0	17
	合計	991	446	1556

8. 事業実績

●行事一覧

行事名	期日・場所	内容
図書館司書のおはなし会	毎月第1土曜日(本館)宮若市立図書館おはなしコーナー 毎月第3土曜日(分館)ハートフルキッズルーム	季節や行事などに合わせたテーマでお話や手遊びなど。
おひざでだっこ	毎月第2木曜日 宮若市立図書館おはなしコーナー	乳幼児を対象としたおはなし会に、福岡県教育委員会主催の「家庭教育支援チーム」を活用し、読書の入り口に立つ乳幼児に向けた質の高いおはなし会を市民に提供する。絵本やわらべうたで身近な大人との笑顔のやりとりを繰り返し、子どもたちへこれから始まる読書の助走をつける力を養う。
クリスマスおはなし会	宮若市生涯学習センターリコリス 研修室	お話やゲームをたくさん用意。図書館司書が読み聞かせや手遊び、パネルシアターなどを行う。サンタクロースも登場して、参加してくれた子にプレゼントを渡す。
夕方のおはなし会	夏休み期間中 宮若市生涯学習センターリコリス 研修室 宮若市立図書館 おはなしコーナー	暑い夏に涼しむための怖い話を集めたお話会。いつもとは違う時間帯で実施。
リコリス子どもまつり	宮若市生涯学習センターリコリス	社会教育課の子ども向けイベント。図書館も共同で開催。普段とは違う図書館でのイベントやおはなし会を楽しめる。また、廃棄図書などの無料配布などを行う。
ブックスタート	毎月第1火曜日 4ヵ月乳幼児健診 宮若市保健センターパレット	4ヵ月健診の際に、対象の親子に、絵本を2冊と図書館の案内や市内の子育て施設の案内などをセットにした「ブックスタートパック」を説明を添えて手渡す。
施設見学の受入	宮若市内・近隣の市町村から依頼があれば、受入、案内を行う。	今年度は宮田南小学校など施設見学がありました。
職場体験の受入	宮若市内・近隣の市町村から依頼があれば、可能な限り受入をする。	2～3日の期間で図書館の仕事を体験してもらおう。本年度は竜徳高校、市内中学校の生徒が参加。
学校図書館支援	学校図書室など	学校への図書館新聞の発行、司書の派遣、図書館資料の相互貸借などを行っています。
本旅	市役所や若宮支所、その他、市内の医療機関などでの設置。本は定期的に入れ替え	図書館に来たことがない人にも本を身近に手にする機会が増えればと市内に自由に借りたり・返したりできる本棚を設置し、利用してもらおう。
つむぎ祭	若宮コミュニティーセンター「ハートフル」	若宮ハートフル分館の利用を促進するために、図書館利用者の方と協力して、ワークショップやおはなし会などを開催。
ビブリオバトル	リコリス 研修室	利用者の方に図書館を幅広く活用していただき、様々な本と出会う場の一環となるよう実施。
家読	宮若市立図書館 ハートフル図書館分館	「家族で読書をして交流する」ことを目的とした読書推進運動。その一環として、司書が選んだ本3冊を1組にして紹介・貸出。

●展示コーナー（宮若市立図書館）

	4月	5月	6月
展示ケース①	1997年に各賞を受賞した絵本・児童書 受賞から20周年となる絵本・児童書を集めて展示。	リコリス5周年 模型展示やリコリスのこれまでの事業や取組を紹介。	時計 時計の歴史と変遷について記載された図書のページを展示。
展示ケース②			
くつろぎの輪①	賞を受賞した絵本・児童書 子ども読書週間に合わせて、国内外で様々な賞を受賞した本を展示。	リコリス5周年企画 「貸出ベスト10(5年度分)」や「図書館の本」、「宮若市の本」、「産業応援」など展示。	6月10日は「時の記念日」 時間の進み方・体内時計・時間旅行・暦・時短テクなど「時間」にまつわる本を紹介。
くつろぎの輪②			
	7月	8月	9月
展示ケース①	炭鉱のまち 昔は炭鉱の町だった宮若市。 当時、炭鉱で使っていた道具や石炭を展示。		お月見 お月見に関する本を紹介。
展示ケース②			敬老の日 敬老の日に関する本を紹介。
くつろぎの輪①	夏休み特集 夏休みの宿題などに役立つ本。 夏にぴったりな宮若市や福岡県の怖い本を紹介。		〇〇の秋！ 「読書の秋」では冒頭分だけを見せ展示。「スポーツ・食欲・芸術の秋」は関連本を紹介。
くつろぎの輪②			
	10月	11月	12月
展示ケース①	忘れ物展示 図書館では意外と忘れ物が多いのです。 そんな忘れられてしまった物たちを展示し、持ち主を捜します。		雑誌抽選会のお知らせ 雑誌の付録を抽選で利用者の方へプレゼント。見本を展示。
展示ケース②			
くつろぎの輪①	はじめまして、ティーンエイジャー 中学生POPで紹介された本や、ティーンたちが活躍する本・ティーンに人気の本など展示。	好きなものは何？ 家読におすすめの本をテーマ別に紹介。 家読セットも展示。	クリスマス・お正月 クリスマスやお正月に関する本を紹介。
くつろぎの輪②			
	1月	2月	3月
展示ケース①	皆既月食と雑学 1月31日に起こる稀な皆既月食について説明。	ミニチュア・ジオラマ 様々なミニチュア・ジオラマを展示。	第23回日本絵本賞読者賞候補絵本 投票で選ばれた絵本に贈られる「日本絵本賞読者賞」にノミネートされた絵本を紹介。
展示ケース②			
くつろぎの輪①	司書のベスト本 2017年に司書が読んだ本でそれぞれのベスト3を紹介。 借りられたことのない本100選 当図書館で貸出された事がないけれど面白そうな本を紹介。	「2月つめあわせ」 「節分」「バレンタイン」「猫」「平昌オリンピック」。それぞれに関する本を紹介。	科学道100冊ジュニア&科学道100冊 理化学研究所×編集工学研究所が実施しているプロジェクトで選ばれた科学に関する絵本・児童書を展示。
くつろぎの輪②			

9. 条例・規則・要綱

○宮若市立図書館運営規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人貸出し（第7条—第13条）
- 第3章 団体貸出し（第14条—第17条）
- 第4章 資料の複写（第18条—第20条）
- 第5章 参考調査業務（第21条）
- 第6章 図書の寄贈及び寄託（第22条—第24条）
- 第7章 施設利用（第25条—第28条）
- 第8章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮若市生涯学習センター条例（平成23年宮若市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する宮若市立図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本館及び分館）

第2条 宮若市立図書館は、条例第2条第2項第1号に規定する図書館を本館とし、宮若市若宮コミュニティセンター内に設置する図書室を分館とする。

2 分館の運営は、本館がこれに当たる。

（事業）

第3条 宮若市立図書館本館及び分館（以下これらを「市立図書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市立図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 市立図書館資料の貸出
- (3) 読書案内
- (4) 調査相談（レファレンス）
- (5) 行政資料、郷土資料の収集、紹介及び提供
- (6) 読書会、講演会、展示会等の主催及び奨励
- (7) 市立図書館報その他読書資料の発行及び頒布並びに市立図書館ホームページの運営
- (8) 館内施設の提供
- (9) 学校等との連携事業
- (10) 他の図書館との連携協力並びに図書館資料の相互貸借
- (11) 地域公民館、保健施設その他機関の団体との連携協力
- (12) 読書団体との連携協力及び活動の促進
- (13) 市立図書館ボランティアの育成
- (14) ブックスタート、読み聞かせ等事業
- (15) 視聴覚資料の収集及び提供
- (16) その他図書館活動の目的達成に必要な事業

（開館時間）

第4条 市立図書館の開館時間は、午前10時00分から午後6時00分までとする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

（休館日）

第5条 市立図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とする。）

(3) 図書特別整理期間

(4) 毎月最終木曜日（その日が休日に当たるときは、開館する。）

（利用遵守事項）

第6条 利用者は、館内では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 資料は、館内及び館長が指定した場所で利用しなければならない。

(2) 音読、雑談その他の他人に迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 喫煙及び飲食をしてはならない。

(4) その他館内の秩序を乱してはならない。

2 館長は、前項の遵守事項を利用者が守らないときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止させることができる。

第2章 個人貸出し

（貸出対象者）

第7条 資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に勤務、在校している者

(3) 北九州市内、直方市内、行橋市内、豊前市内、中間市内、芦屋町内、水巻町内、岡垣町内、遠賀町内、小竹町内、鞍手町内、みやこ町内、吉富町内、築上町内、上毛町内及び宗像市内に住所を有する者。

（貸出しの手続き）

第8条 資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を提出しなければならない。

（利用カードの交付）

第9条 利用カードの交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、市立図書館利用カード申込書（個人）（様式第1号。以下「利用カード申込書」という。）に必要事項を記入の上、館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された利用カード申込書の内容を審査し、申込者に利用カードを交付しなければならない。

3 利用カードの交付を受けた者（以下「利用カード交付決定者」という。）は、当該利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（利用カードの紛失等）

第10条 利用カードの紛失等により生じた損害は、利用カード交付決定者がその責めを負う。

2 利用カード交付決定者は、当該利用カードを損傷し、若しくは紛失し、又は利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3 利用カードの紛失又は汚損の届出をした者は、利用カードの再交付を受けることができる。ただし、利用カードの再交付のための実費を負担しなければならない。

（貸出冊数及び貸出期間）

第11条 資料の館外貸出し冊数は、図書及び児童図書、雑誌並びに視聴覚資料は合わせて一人10点以内とする。ただし、視聴覚資料は2点までとする。

2 前項の資料の貸出期間は、貸出しをした日から起算して15日以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料については、原則貸出しをしない

(1) 貴重資料

(2) 郷土資料、館内で閲覧の多い図書等

(3) 美術年鑑及び参考資料

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に指定した資料

（貸出しの延長）

第11条の2 資料の館外貸出しを受けた者が、貸出期間を超えて引き続き貸出しを受けようとするときは、貸出期間内に、その旨を申し出なければならない。ただし、視聴覚資料及び相互貸借資料は除くものとする。

2 前項の規定による申出は、館内窓口において利用カードと貸出資料を提出して行うほか、電話又はインターネットを利用して行うことができる。

3 館長は、第1項の申出があった場合において、申出に係る資料について他の者の利用を妨げない限り、2回まで当該申出を認めることができるものとする。

(資料の返却)

第12条 資料の館外貸出しを受けた者は、第11条第2項に規定する貸出期間内又は前条の規定により貸出しの延長が認められた期間内に返却しなければならない。

(資料の貸出停止等)

第13条 館長は、利用カード交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市立図書館資料の貸出しを制限し、又は停止することができる。

(1) 資料を紛失し、又は損傷し、若しくは返却を怠ったとき。

(2) 資料を転貸し、又は利用カードを譲渡したとき。

(3) 条例、条例施行規則若しくはこの規則又は教育委員会若しくは館長の指示に違反したとき。

第3章 団体貸出し

(団体貸出しの対象)

第14条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する地域公民館（集会所を含む。）、学校、幼稚園、保育所、読書グループ、社会教育団体、社会福祉団体等の団体で、館長が適当と認める団体とする。

(団体貸出し手続き)

第15条 前項の団体が、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ市立図書館利用カード申込書（団体）（様式第2号）を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第16条 団体が同時に貸出しを受けられる図書館資料は、30冊以内とし、その貸出期間は貸出しをした日から起算して30日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(準用規定)

第17条 第9条第2項並びに第3項、第10条、第11条第3項及び第13条の規定は、団体貸出しに準用する。

第4章 資料の複写

(資料の複写)

第18条 資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）に定められた範囲内で、市立図書館の資料に限り、館内に設置している複写機を利用して、行うことができる。

2 前項の複写をしようとする者は、市立図書館資料複写申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、館長に提出しなければならない。

3 前2項の複写に要する費用は、複写をしようとする者が負担するものとする。

(複写の制限)

第19条 複写できない資料は、次のとおりとする。

(1) 寄託資料で、その条件として資料複写を禁止しているもの

(2) 他の図書館等から借り受けた資料

(3) その他特に館長が指定する図書館資料

(複写の責任)

第20条 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込みをした者が、その責めを負うものとする。

第5章 参考調査業務

(参考調査)

第21条 利用者は、市立図書館にその利用について相談又は調査を依頼することができる。

2 市立図書館は、前項の相談又は調査が他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、又は社会に直接悪影響を及ぼすと認められる場合は、回答しないことができる。

3 第1項の調査に要する特別な経費は、利用者の負担とする。

第6章 図書の寄贈及び寄託

(資料の寄贈)

第22条 市立図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、市立図書館資料寄贈・寄託申出書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、寄贈又は寄託の決定をしたときは、寄贈した者に対し市立図書館寄贈資料受領書(様式第5号)を、寄託した者に対し市立図書館寄託資料預り証(様式第6号)を交付しなければならない。

4 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託しようとする者の負担とする。

(寄贈又は寄託資料の管理)

第23条 寄贈又は寄託された資料は、市立図書館所有の資料の管理に準じるものとする。ただし、寄託を受けた資料の館外貸出しは行わない。

2 市立図書館は、寄託資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

(寄託資料の返還)

第24条 寄託された資料は、寄託した者の請求又は図書館の都合により、寄託資料預り証と引き換えに返還する。

第7章 施設利用

(利用の対象)

第25条 館長は、図書館事業の振興に資する読書会、研修会等の活動目的で団体等が館内会議室等の施設を利用したい旨の申し出があった場合、これを許可するものとする。

(利用の申請)

第26条 前条の規定により、施設を利用しようとする者は、あらかじめ館長に市立図書館本館施設利用申込書(様式第7号)(以下「申込書」という。)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された申込書が適当と認められるときは、これを許可しなければならない。

(利用時間)

第27条 施設の利用時間は、市立図書館の開館時間の範囲内とする。

(利用の取消し等)

第28条 館長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は停止し、若しくは取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が、利用申込書と違ったとき。
- (3) 館長が、特に必要と認めたとき。

第8章 補則

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、市立図書館の管理、運営に必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この規則は、平成24年5月13日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 7 日教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 26 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○宮若市立図書館協議会運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宮若市生涯学習センター条例（平成 23 年宮若市条例第 10 号）第 13 条の規定に基づき、宮若市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、宮若市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、官庁の諮門に応じ、図書館奉仕について意見を述べ、事業計画について建議する。

（会長及び副会長）

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（事務局）

第 5 条 協議会の事務局は、教育部社会教育課に置く。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成 24 年 5 月 13 日から施行する。